

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ソロモン	クラム幹線道路改善計画のため の贈与に関する日本国政府とソ ロモン諸島政府との間の交換公 文	クラム幹線道路改善計画を実施するために必要な生産 物及び役務の購入	3,188,000千円 H32.12.31まで	H27.5.26 ホニアラ で (同日)	日本側 使館大使 ソロモン側 カナ・ソガバレ首相	H27.6.15 193号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。